

# 茨城県道路公社中期経営計画

令和元年10月策定

## 1 計画策定の趣旨

茨城県道路公社は、地方道路公社法に基づき昭和46年9月25日に茨城県により設立され、有料道路の新設、改築、維持、修繕を行い、県内幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に貢献してきた。

現在、下総利根大橋、日立、水海道、常陸那珂及び若草大橋有料道路の5路線12kmについて管理運営を行っているが、これまでに11路線の有料道路を建設し、そのうち6路線については順次無料開放しているほか、道路運送法に基づく一般自動車道の筑波スカイラインを無料開放している。

しかしながら、人口の減少・高齢化や経済成長の鈍化など社会経済情勢の変化に伴う交通需要の減少や圏央道の開通など県内の高速道路ネットワーク整備の影響により、建設当時の計画交通量を大きく下回る路線があるなど、有料道路事業を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

こうした中で、平成23年度から中長期経営計画に基づく経営改革を進めてきたが、引き続き有料道路等の利用促進と公社経営の改善を図るため、今後5年間の中期経営計画を策定した。

## 2 計画の期間

令和元年度から令和5年度までの5か年とする。

## 3 現状と課題

### (1) 有料道路事業

現在、表1の5路線の有料道路を運営しており、その維持管理と料金徴収が主たる業務となっている。各有料道路の料金徴収期間は、道路整備特別措置法に基づく事業許可で表1のとおり定められており、期間満了後に無料開放される予定となっている。

供用中の路線は、計画交通量を大きく下回るため、引き続き増収対策及び経費縮減等により経営の安定化を図る必要がある。

また、管理する有料道路施設の老朽化や機器更新に伴う維持工事費、新たな技術基準等による安全対策など、管理運営にあたって必要となる経費の増嵩への対応も課題となっている。

表1 有料道路事業の概要

有料道路 路線名	延長	料金徴収期間	料金徴収 時間	日平均 交通量※1	計画 交通量※2
下総利根大橋	3.1km	平成2年 1月11日から30年間	6時～24時	4,156台/日	7,396台/日
日立 ※3	1.6km	平成5年10月20日から30年間	0時～24時	6,387台/日	10,124台/日
水海道	2.7km	平成9年 8月 7日から30年間	6時～22時	2,322台/日	9,534台/日
常陸那珂 ※3	2.9km	平成11年7月22日から30年間	0時～24時	3,997台/日	12,321台/日
若草大橋	1.7km	平成18年4月18日から30年間	6時～20時	1,164台/日	10,098台/日

※1 日平均交通量は、各有料道路の料金徴収時間における交通量である。(平成30年度実績)

※2 計画交通量は、建設計画策定時の道路交通センサスを基に、接続する道路計画や関連する地域開発計画等を勘案して算定した予測交通量(平成30年度時点)である。

※3 日立及び常陸那珂有料道路の料金徴収は、接続するNEXCO東日本の管理する常磐自動車道日立中央IC及び東水戸道路ひたちなかICにおける合併料金徴収(一括徴収)となっている。

## (2) 駐車場事業

筑波山つつじヶ丘駐車場は、平成18年4月に筑波スカイライン(道路運送法に基づく一般自動車道)からの事業転換により、登山者や周遊観光客のための有料駐車場として整備を行った。

また、その他の3駐車場は、県等からの要請により、パーク&ライドの推進のために整備し、管理運営を行っている。

駐車場事業については、近年の登録自動車台数が横ばいであることや駅前周辺の空き地における民間駐車場の増加などに伴い、今後、利用者の減少も懸念される。

表2 駐車場事業の概要

駐車場名	供用開始	収容台数	平成30年度料金収入
筑波山つつじヶ丘	平成18年4月27日	400台(うち大型バス12台)	44,477千円
みらい平駅前	平成17年8月24日	100台(月極80台, 時間貸し20台)	7,798千円
友部駅北口	平成20年2月 1日	131台(月極91台, 日貸し40台)	8,327千円
水戸北スマートIC	平成20年6月16日	63台(日貸し)	3,084千円

## (3) 受託事業

### ①道路巡回調査業務

茨城県が管理する国道、県道の調査・点検業務について、12の土木(工事)事務所との業務委託契約により、県内8班体制で道路パトロールを実施している。

調査は、道路パトロール車からの目視により、路面や構造物などの状態を確認しており、一路線につき月2回以上実施している(1日平均約160km)。

点検は、路面や構造物などに異常や変状が認められた箇所、各土木(工事)事務所から指示があった危険箇所並びに重点調査の対象となっている箇所について、近接目視により状態を確認している。

路線数:	318路線	総延長:	4,088.002km
国道:	12路線	延長:	752.449km
主要地方道:	66路線	延長:	1,627.014km
一般県道:	240路線	延長:	1,708.539km

(平成30年度受託費 111百万円)

### ②主要地方道常陸那珂港南線 道路維持管理業務

常陸那珂有料道路(道路公社の有料区間)と直結する主要地方道常陸那珂港南線(県管理の無料区間)は、自動車専用道路(最高速度80km/h)であり、一般道より高い水準の維持管理体制が必要である。

有料道路の管理水準との統一化や作業の効率化を図り、自動車交通の安全性を確保するため、県(常陸大宮土木事務所)から本路線の維持管理業務を受託し、有料道路と一体的に維持管理を実施している。

路線名:主要地方道常陸那珂港南線(自動車専用道路)

区間:常陸那珂港IC～ひたち海浜公園IC

延長:1.8km

業務内容:道路交通管理 24時間監視体制(うち定期パトロール4回/日)

:道路維持管理 道路清掃, 道路除草, 道路補修(軽微な補修)

(平成30年度受託費 37百万円)

#### 4 計画の目標

最新の実績交通量や有料道路周辺地域の交通ネットワークの整備状況等を踏まえて、予測交通量を見直すとともに、計画的な維持工事等の実施と適切な積算による経費削減に努め、着実に長期借入金を償還しつつ公社経営の健全化に取り組む。

##### (1) 有料道路の通行台数及び料金収入

令和元年度から令和5年度までの5年間の有料道路の通行台数及び料金収入の見込みは以下のとおりとする。通行台数は、平成30年度実績交通量をベースに直近の増減率や国の将来交通需要推計検討会による増減率を勘案して予測したもので、大きな状況変化がない限り達成すべき目標として設定した。

表3 通行台数(台/日)

路線名	下総利根大橋※	日立※	水海道	常陸那珂	若草大橋
平成30年度	4,156	6,387	2,322	3,997	1,164
令和元年度	4,148	6,374	2,317	3,997	1,199
令和2年度	—	6,361	2,312	3,997	1,235
令和3年度	—	6,348	2,307	3,997	1,272
令和4年度	—	6,335	2,302	3,997	1,310
令和5年度	—	6,322	2,297	3,997	1,349

表4 料金収入(年間)

単位:百万円

路線名	下総利根大橋※	日立※	水海道	常陸那珂	若草大橋
平成30年度	297	247	159	154	78
令和元年度	231	247	158	155	80
令和2年度	—	246	157	154	83
令和3年度	—	246	157	154	85
令和4年度	—	245	157	154	88
令和5年度	—	135	157	155	90

※下総利根大橋有料道路は、令和2年1月10日に、日立有料道路は、令和5年10月19日に料金徴収期間が満了となる。

##### (2) 計画的な維持工事等の実施

維持工事等については、特定の年度に集中することのないよう、計画的に実施する。また、発注に当たっては、新技術の活用に取り組むなど、コスト削減と効率化を念頭においた積算を行う。

#### 5 経営方針

##### (1) 安心・安全で快適なサービスの提供

道路構造物の定期点検を実施し、計画的に維持修繕等を実施するとともに、利用者サービスの向上を図り、安心・安全で快適に利用できる施設の維持管理に取り組む。

##### (2) 地域と連携した利用促進

地域の観光施設や関係機関と連携した有料道路の利用促進策に取り組むほか、公社駐車場利用によるパーク&ライドの推進を市町村広報紙等を活用してPRするなど、駐車場の利用者確保対策に取り組む。

##### (3) 経営基盤の強化

回数券の販売促進などの増収対策に引き続き取り組むとともに、計画的な維持工事の実施等による維持管理費の縮減、事務事業の見直しによる管理経費(本社及び管理事務所)の削減に取り組む。

##### (4) 組織体制の充実

今後の事業展開に併せ、簡素で効率的な組織体制について検討するとともに、料金收受業務等に従事する嘱託・臨時職員の人材確保対策に取り組む。

## 6 経営方針に基づく具体的な取り組み

### (1) 安心・安全で快適なサービスの提供

#### ①計画的な維持工事

- ・ 利用者に安心・安全で快適な道路施設を提供するため、法令に基づく定期点検によって、道路施設の健全度を把握し、長寿命化の視点も考慮しつつ、計画的な維持管理を着実に実施する。
- ・ 橋梁及びトンネルについて、法令に基づく定期的な点検・判定の結果に基づき、健全度に応じた維持・修繕を実施し、道路の安全性を確保する。
- ・ 舗装補修や路面清掃等を適時・適切に実施するとともに、注意看板や路面標示(区画線等)の視認性を損なうことがないように点検・修繕を行い、安心・安全な道路交通を確保する。

#### 【参考】主な維持工事等の実施計画

- ・ 下総利根大橋有料道路  
橋梁定期点検(令和元年度), 舗装補修及び無料開放に伴う料金所撤去等移管工事(令和元年度)
- ・ 日立有料道路  
橋梁・トンネル定期点検(令和元年度), 橋梁補修(令和3・4年度), トンネルジェットファンオーバーホール(令和4年度), 舗装補修(令和4・5年度), トンネル換気設備機器取替(令和5年度), 無料開放に伴う移管工事(令和5年度)
- ・ 水海道有料道路  
有人料金収受機更新(令和元年度), 舗装補修(令和3年度)
- ・ 常陸那珂有料道路  
区画線設置(令和元年度), ETC更新(令和2・3年度), 法面伐採(令和4年度), 舗装補修(令和5年度), ランプ部料金収受機器更新(令和5年度)
- ・ 若草大橋有料道路  
橋梁定期点検(令和元年度), 有人料金収受機更新(令和2年度)
- ・ 駐車場  
友部駅北口駐車場料金精算機更新(令和2年度), 水戸北スマートIC駐車場料金精算機更新(令和3年度), 筑波山つつじヶ丘駐車場立体駐車場改修(令和4年度)

#### ②危機管理体制の強化

- ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災や平成27年9月の関東東北豪雨等の経験を踏まえ、大規模災害時においても応急復旧対策が迅速に実施できるよう危機管理体制の強化を図る。
- ・ 防災マニュアルを定期的に改訂するとともに、関係職員への周知・徹底を図り、防災マニュアルに基づく防災訓練を実施する。
- ・ 災害時の本社・事務所間の連絡手段(災害優先電話)を確保するとともに、本社と職員個人との連絡手段として携帯端末の活用(メール等)について検討する。
- ・ 日立、常陸那珂及び水海道有料道路は第1次緊急輸送道路に、若草大橋有料道路は第2次緊急輸送道路に指定されているため、その機能を十分発揮できるよう、関係道路管理者(国, 県, NEXCO東日本)との連携強化を図る。
- ・ 災害発生時における無料通行措置等に関して、県との事前協定の締結などの検討を行い、地域住民等への対応を迅速に行うことができる体制を整える。

#### ③快適な施設の提供

- ・ 有料道路に接続する周辺道路等の整備の状況に応じて、道路情報板による適確な情報提供に努めるとともに、安全性を確保するため、道路巡回パトロールを実施する。
- ・ 道路巡回パトロールにおいて、直ちに落下物の処理を行うなど、常に走行車両の安全を確保するとともに、歩道の除草や清掃を適宜行うなど、自動車だけでなく歩行者の通行にも配慮した維持管理を行う。

- ・ 駐車場の利用について、料金精算機等の故障により入出庫に支障が生じることのないよう、機器の耐用年数を考慮して適時適切に部品交換を行うなど計画的な維持管理を行う。

#### ④利用者サービスの向上

- ・ 有料道路及び駐車場の利用に関してホームページによる情報提供の充実を図る。
- ・ 料金徴収員のお客様に対する接遇マナーの維持・向上に努める。
- ・ 利用者の利便性を向上するため、有料道路における電子マネー（交通系ICカード等）決済システムの導入について検討を行う。
- ・ 観光シーズンに利用者が著しく増加する常陸那珂有料道路において、関係機関と連携した渋滞対策を実施する。
- ・ 筑波山つつじヶ丘駐車場において、地元市及び関係事業者と連携した誘客対策（渋滞対策、各種イベント開催への協力、公衆トイレの管理等）を実施する。

### (2) 地域と連携した利用促進

#### ①周辺観光施設や地元関係機関等との連携

- ・ ホームページによる周辺観光施設等に関する情報提供のほか、ドライブマップの作成・配布、観光施設等と連携したPR活動などの利用促進策に取り組む。
- ・ 観光シーズンに利用者が著しく増加する常陸那珂有料道路において、関係機関と連携した渋滞対策を実施する。（再掲）
- ・ 筑波山つつじヶ丘駐車場において、地元市及び関係事業者と連携した誘客対策（渋滞対策、各種イベント開催への協力、公衆トイレの管理等）を実施する。（再掲）

#### ②市町村広報誌等による駐車場事業のPR

- ・ みらい平駅前、水戸北スマートIC、友部駅北口駐車場の利用によるパーク&ライドの推進を市町村広報紙等を活用してPRするほか、友部駅北口駐車場について割引キャンペーンの実施により新規顧客の開拓を行う。

### (3) 経営基盤の強化

#### ①増収対策

##### （有料道路）

- ・ 沿線工業団地・企業を訪問してのPRや回数券販売促進活動の実施、渋滞時に有料道路へ誘導する案内看板の設置・拡充などにより有料道路利用者の増加を図る。

##### （駐車場）

- ・ みらい平駅前、水戸北スマートIC、友部駅北口駐車場の利用によるパーク&ライドの推進を市町村広報紙等を活用してPRするほか、友部駅北口駐車場について割引キャンペーンの実施により新規顧客の開拓を行う。（再掲）
- ・ 周辺駐車場の料金や公社駐車場の利用状況を勘案して、割引キャンペーンの拡充や料金改定について引き続き検討を行う。

#### ②経費削減

##### （維持工事費）

- ・ 個別施設ごとに計画的な維持管理を行うとともに、維持工事の適切な工期設定によりコストを削減する。また、コスト削減につながる新技術や省エネ機器の導入についても引き続き検討を行う。
- ・ 有料道路及び駐車場の料金徴収機器の更新に当たっては、機器の仕様の見直しなどにより管理経費を含めたトータルコストの削減を図る。
- ・ 橋梁及びトンネルについては、法定点検結果に基づき健全度を判定し、長寿命化も考慮しながら中長期的な観点から計画的に維持修繕を行いコスト削減に努める。

#### (管理経費)

- ・ 物品等の購入の際は、職員一人ひとりがコスト意識を持って、調達経費の削減に努める。
- ・ 業務の見直しを行いながら、委託費等の経常的経費の削減を図る。
- ・ 管理事務所の備品について、適時・適切な修繕又は更新を行い、業務の効率化を図る。
- ・ 日立及び常陸那珂有料道路の合併料金徴収経費やETC等の更新経費の縮減について、引き続きNEXCO東日本(関東支社)に対して要望していく。

#### ③料金徴収期間の延長の検討

供用中の路線は、建設時の計画交通量を大きく下回るため、建設資金の未償還金を縮減するための一つの手法として、料金徴収期間の延長について県と協議しながら検討を行う。

#### (4) 組織体制の充実

##### ①簡素で効率的な組織体制

管理路線数が減少する一方で、退職不補充による職員構成の高年齢化が進むため、今後の事業展開の検討と併せ、組織体制の見直しについて検討する。

##### ②人材確保対策(人員数は、令和元年7月1日現在)

有料道路の料金徴収業務については、経費削減の一環として平成24年4月から直営化し、現在供用中の5路線で嘱託・臨時職員合わせて71名を雇用しているほか、筑波山つつじヶ丘駐車場の管理及び料金徴収のため嘱託・臨時職員4名を雇用している。

嘱託・臨時職員の大半は60歳代であるが、民間企業等での人手不足、企業及び公務員関係における継続雇用制度の定着や年金支給開始年齢の引き上げ等の影響により、求人広告等を活用して募集を行っても応募者が少なく、新規雇用が困難な状況となっている。

事業継続のために、嘱託・臨時職員の確保は極めて重要であり、働き方改革に伴う法改正に適切に対応するとともに、短時間勤務職員(週20時間以上)の社会保険適用など、勤務条件の改善についても取り組んでいく。

表5 職員構成(令和元年7月1日現在)

区 分	人員	～20代	30代	40代	50代	60代	70代
役員(常勤)	2					2	
職 員	5			3	2		
嘱託職員	22		1	1	3	14	3
臨時職員	58	1		1	1	48	7
合 計	87	1	1	5	6	64	10

※本表は、道路パトロール員(受託事業)28名を除く。

##### ③職員のスキルアップ

本社職員(嘱託を含む)は、退職不補充として職員の新規採用は行っておらず、一人の職員がより多くの業務に幅広く対応することが求められている。

それら多様な分野の課題に対応するため、常に新たな知識・技能を習得することも必要であり、職員の外部研修への積極的な参加を促していく。

また、各管理事務所の所長、所長代理の中には、民間企業や公務員の管理職経験者も複数いることから、各職員の適性も考慮しながらその能力を十分活用できる組織運営に努める。

これに加え、上記②の働き方改革に適切に対応し、全職員がその能力を十分発揮できるよう職場環境を整えていく。

#### ④職員の意識改革

有料道路の管理等は、道路法上の本来管理者である茨城県の権限を代行して行うものであり、行政の一翼を担うもので「公務」そのものと言える。また、道路公社職員の身分は、地方道路公社法に基づき、刑罰の適用について、公務員同様となる「みなし公務員」となっている。

このため、当公社では県に準じて茨城県道路公社コンプライアンス要綱及びコンプライアンスマニュアルを策定しており、これに基づき引き続きコンプライアンス(法令遵守の意識)の向上と透明で健全な公社経営に努めるとともに、職員の行動規範を基本に職員の意識改革を推進する。

##### (職員の行動規範)

- ・ 私たちは、県施策展開の一翼を担い道路の整備を促進して、交通の円滑化を図り、住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与してまいります。
- ・ 私たちは、法令等の趣旨を正しく理解し、業務の遂行に当たってまいります。
- ・ 私たちは、常に現行業務の点検・見直しを行い、社会から信頼される存在であるよう努めてまいります。

#### 7 経営収支計画

この中期経営計画における、事業収支計画及び長期債務の償還計画は以下のとおりとし、目標達成のため県との更なる連携強化を図り、この計画に基づく経営改善に取り組む。

なお、予測交通量と実績交通量の乖離や新たな事業展開の必要性など、本計画を取り巻く情勢に大きな変化が認められる場合は、計画の期間(令和元年度～令和5年度)にとらわれず、柔軟に本計画の見直しについて検討を行う。

表6 事業収支計画

単位:百万円

収入の部	R元	R2	R3	R4	R5
道路料金収入	872	640	642	644	537
駐車場料金収入	64	64	63	63	63
その他雑収入等	6	5	5	5	5
計 (A)	941	709	711	712	606
支出の部	R元	R2	R3	R4	R5
維持改良費	239	127	134	145	120
管理費	445	396	381	377	342
計 (B)	684	524	515	522	461
収支 (A)－(B)	258	186	195	190	145
長期債務償還金	275	234	228	221	177
長期債務期末残高※	1,419	1,185	957	735	558

※長期債務(H30末):政府貸付金(851百万円), 地方公共団体金融機構貸付金(35百万円), 茨城県無利子貸付金(807百万円)・・・計1,693百万円

注)本表の収入・支出には、受託業務収入・支出は含まない。